

<タカキューカード>

・特約条項

本特約は、株式会社タカキュー（以下「提携先」という）を通じ、お客さまがお申込みされたタカキューメンバーズカードについて、クレジットカード会員規約の定めにかかわらず適用される規定となります。

会員がリボルビング払いを指定した場合、毎月の弁済金は、日本国内及び日本国外の利用を含め、入会申込みの際に会員が指定した支払元金又はお支払コースに定める支払元金、及び当月末日までにご利用されたご利用代金残高に対する次の手数料の料率を乗じた額の合計額となります。

1.提携先の各店舗で利用した場合

手数料の料率：10.68%(実質年率)

※お支払計算例：当月末日のご利用代金残高 150,000 円の場合

(1)毎月の弁済金 11,360 円

(2)内訳 手数料充当分＝150,000 円×10.68%（実質年率）÷365 日×31 日＝1,360 円

元金充当分＝11,360 円－1,360 円＝10,000 円

2.当社及び提携先以外の当社加盟店で利用した場合

手数料の料率：13.08%(実質年率)

※お支払計算例：当月末日のご利用代金残高 150,000 円の場合

(1)毎月の弁済金 11,666 円

(2)内訳 手数料充当分＝150,000 円×13.08%（実質年率）÷365 日×31 日＝1,666 円

元金充当分＝11,666 円－1,666 円＝10,000 円